

令和5年度 保健福総委第26号 就職氷河期世代再チャレンジ支援 能力開発支援業務  
公募型プロポーザル 質問及び回答一覧

No.	質問	回答
1	<p>仕様書3 業務の仕様 - (2) 就職氷河期世代向け研修の開催 - イ 回数・期間 - に記載の「研修」について、1日の必要最低実施時間は想定されていますでしょうか。</p>	<p>必要最低実施時間に定めはありません。支援対象者のスキルの獲得やその活用に有効と考える時間数を設定し、ご提案ください。</p>
2	<p>仕様書 -3 業務の仕様 - (2) 就職氷河期世代向け研修の開催 -エ 内容 - (ウ) に記載の「会場」の定義について、「オンライン会場」は含まれていますでしょうか。</p>	<p>会場は「支援対象者の立場を踏まえ、内容を決定し、内容に合う会場を手配すること」としているため、支援対象者のスキルの獲得や就労後のスキルの活用に関し有効と考えられる場合は、オンライン会場も可能です。 ただし、仕様書3 (2) エ (ア) に「実施内容及び手法については、座学研修と実践研修を組み合わせる等、スキルの習得だけでなく、スキルを活用し就労後の活躍の姿をイメージできるものが望ましい。」と記載しているため、ご留意ください。</p>
3	<p>仕様書 -3 業務の仕様 - (2) 就職氷河期世代向け研修の開催 -エ 内容 - (キ) に記載の「本市で実施する「就職氷河期世代再チャレンジ支援企業の受入体制整備及びマッチング業務」と仕様書 -3 業務の仕様 - (4) 就労を目的とした企業との交流機会創出に記載の「対象者及び企業のマッチングを目的とし、企業と交流できる機会を設定」とありますが、これらは別々に開催される想定でしょうか。</p>	<p>仕様書3 (4) の「就労を目的とした企業との交流機会創出」は、「就職氷河期世代再チャレンジ支援 能力開発支援業務」内で開催いただくことを想定しています。本市で実施する「就職氷河期世代再チャレンジ支援企業の受入体制整備及びマッチング業務」は、現在受託事業者選定中であり、契約締結後、事業連携をいただくため事業の内容等について受託事業者へ情報提供します。</p>